



令和元年8月版

石井町自立支援ケア会議マニュアル

1.会議の目的

- ① 介護保険の理念である「できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるように支援すること」を実現する。
- ② 介護保険のケアマネジメントの平準化及びスキルアップを実現する。
- ③ 計画作成者及びサービス提供事業所のOJTを進める。

2.方法

計画作成者より課題分析・目標設定等概況の説明、サービス提供事業所よりサービスの実施内容・目標・モニタリング等を明示し、主としてアドバイザーからの意見・提案・助言を受け振り返ることにより、在宅生活の充実に向けた支援となっているか、自立支援・生活機能向上に向けたケアマネジメントになっているか等の効果を検証していく場とする。

効果

- ① 自立支援の視点を定着させることにより、アセスメント力の向上とケアマネジメントのスキルアップ及びサービスの質の向上を図る。
- ② 会議の検討過程で見えてくる、不足している社会資源を発見する機能や地域の課題を抽出する機能も有する。

3. 構成員

◆アドバイザー

- ①医師
- ②歯科医師
- ③薬剤師
- ④理学療法士
- ⑤作業療法士
- ⑥管理栄養士
- ⑦ケアマネジメントに関する知識を有するもの

◆計画作成者:介護予防支援事業所(石井東部地域包括支援センター、石井西部地域包括支援センター)
居宅介護支援事業所

◆サービス提供事業者:通所介護事業所、訪問介護事業所等

◆司会:地域包括支援センター職員

◆保険者、事務局:石井町長寿社会課

4.対象者

下記3点全てに当てはまる利用者

- ・要支援1・2、要介護1の認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用者
- ・会議開催前概ね1年以内に新規でサービスの利用を開始している
- ・高齢による衰弱、骨折・転倒、関節疾患がある

(多数の場合は下記の順により選定)

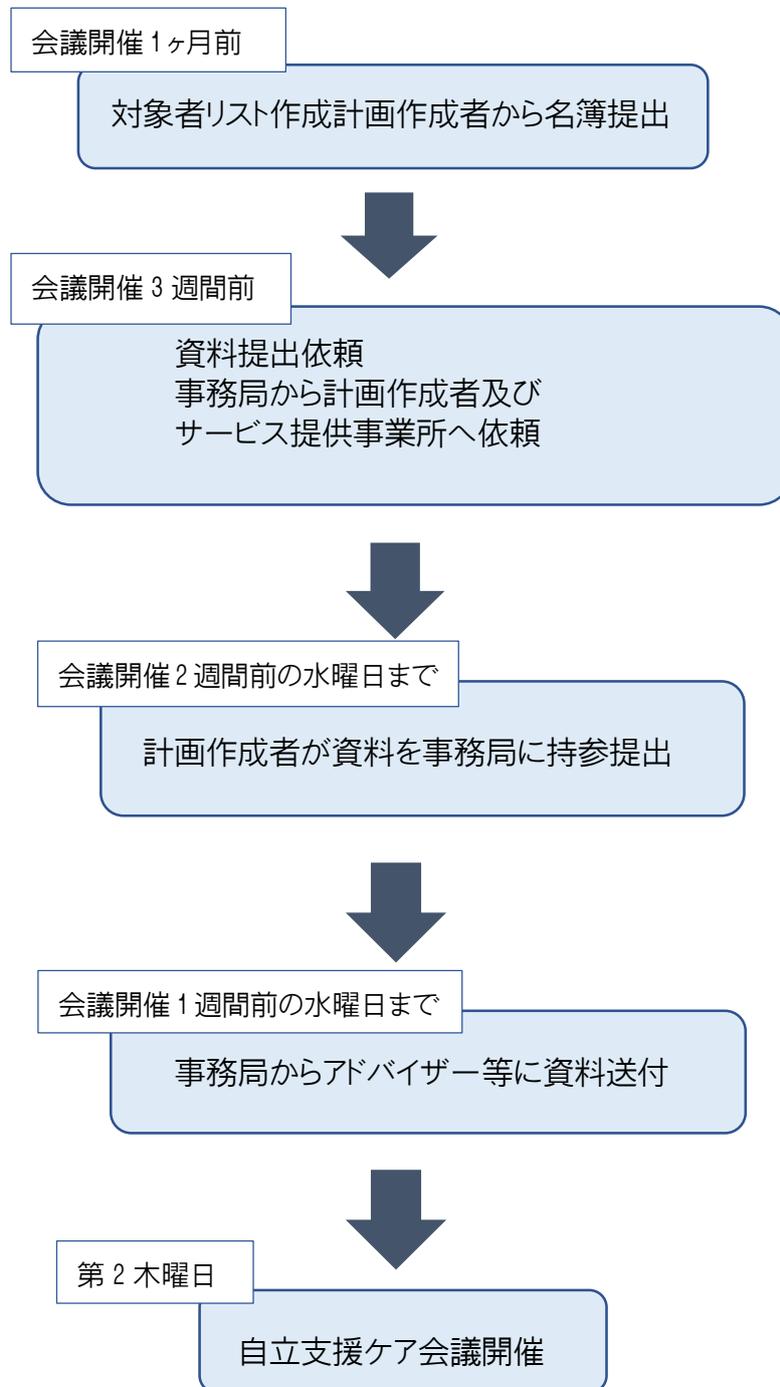
- ① 通所介護(予防)を位置付けている事例
- ② 訪問介護(予防)を位置付けている事例
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業を位置付けている事例

5. 開催日

第2木曜日 15:00～17:00

2事例(1事例1時間)

6. 会議開催までの流れ



7. 会議の流れ

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 計画作成者から概要説明 | 5～10分 |
| ② サービス提供事業所から計画書等説明 | 5～8分 |
| ③ アドバイザーからの質問・提案・助言 | 25分 |
| ④ まとめ | 2分 |

1事例合計 45分程度を原則とする。詳細内容は下記参照。

担当	時間	内容	ポイント
計画作成者	5～10分	事例:概況等説明 改善可能な状況を説明し、対応方針策を示す	当該利用者の自立を支援する要因について、簡潔で分かりやすく説明し、イメージ化することで会議全体の合意形成に寄与する
各サービス提供事業者	5～8分	事例:計画書等説明 補足説明、支援方針 具体的な目標、 モニタリング結果等	事例について、サービスの必要性を具体的に説明する。
アドバイザー 地域包括支援センター 保険者	25分	質問 自立に向けた 意見・提案 必要な助言	包括的・継続的ケアマネジメントの観点から、多様な生活課題を抱えている高齢者が、地域で安心してその人らしい生活を継続でき、抱える課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるよう、それぞれの専門性に応じた実際的な助言を行うことで自立支援に資する。
司会者	2分	まとめ	アドバイザー等からの助言や決定事項等をまとめ、今後の方針を共通認識とする。 再度ケア会議に諮る必要があるか確認 次回予定日確認

8.使用様式

円滑な会議の実施とその効果性を高めるため、様式の一部を共通のものとし、それ以外は事業所作成の写しを使用するものとする。

提出書類（※印のあるものは別紙説明あり）

A. 計画作成者使用様式

- No.01 利用者基本情報(標準様式)
- No.02 居宅サービス計画書(1・2・3表)・介護予防サービス支援計画書(標準様式)
- No.03 課題整理総括表
- No.04 基本チェックリスト※
- No.05 興味関心チェックシート
- No.06 介護予防アセスメントシート(①～③)
- No.07 本人の思い記入シート
- No.08 石井町自立支援ケア会議における個人情報使用同意書

B. サービス事業所使用様式（訪問用 No.09～No.11、通所用 No.09～No.12、福祉用具貸与・住宅 改修等は任意様式）

- No.09 生活行為アセスメント
- No.10 介護(介護予防)サービス計画・総合評価
- No.11 介護(介護予防)サービス個別計画書
- No.12 運動機能アセスメントシート

9. 会議の傍聴について

事前に石井町長寿社会課へ電話等で申し込みがあった者は会議を傍聴できる。申し込みの締め切りは、資料の準備の都合上、会議開催前日までとする。

10. 個人情報の取り扱い

石井町自立支援ケア会議を開催するにあたり、地域ケア会議で個人情報を使用することに関する利用者の同意が必要である。利用者に自立支援ケア会議への情報提供についての同意書に署名してもらい、事例とともに事務局へ提出する。

また、傍聴者を含む会議出席者全員は、当該会議で知り得た個人情報について、守秘義務がある。(介護保険法第115条の48)